

新生ロシアの憂鬱

―経済再建の鍵を握るインフラ整備とインフレ退治―

篠原 総一

ロシア人のアネクドット好きは有名である。ちよつぴり自虐的で、それでいて洒落た政治小話、格好の酒の肴になる。そのアネクドットの中には、ソ連の経済を種にしたものも多い。

三人の世界の首脳が神さまに尋ねた。

口火を切ったのは統一ドイツのコール首相。『わが統一国家の経済正常化まで、一体、何年かかるでしょうか』

神さま『二〇年はかかるでしょうね』

コール首相『ああ、それでは私の任期中には不可能だ』
次がアメリカのブッシュ大統領。『わが国から失業がなくするのは、何年先のことでしょうか』

神さま『少なくとも五〇年では無理だろう』

ブッシュ大統領『ああ、それでは自分の生きているうちはだめだということですね』

最後がわがゴルバチヨフ。『わが国のペレストロイカが成功するのはいつでしょうか』

今度は神さまが悲鳴をあげて『ああ、それは私の任期中には実現不可能だろう！』

ペレストロイカとは改革。だが、中央による計画と指令型経済から分権市場型経済への移行は、これまでの政治・経済のすべてを否定し、新しい社会を建設する壮大な作業である。その上、グラスノスチ（言論自由化）がついにはソ連邦を解体させ、国家の枠組みさえバラバラになってしまった。これでは、神さまも先行きの見通しに困るはずで

ある。

市場経済を支える基礎条件の整備を

あの八月革命から半年、旧ソ連経済の現状については、すでに多くが語られている。流通や交通システムが整備されていない、銀行や債券市場もこれからだ、技術開発も遅れている、依然として軍事産業の比重が大きすぎる、資本主義的経営を知る人材がない、会計や経済関連の法体系も確立していない、社会保障や政府補助に慣れきった国民に自助の精神がない、…………。

いずれも、市場型経済の円滑な運営を支える基本的な条件ばかりである。日本では当たり前のこの種の制度が、旧ソ連ではなにひとつ揃っていない。社会主義体制が崩壊し、経済自由化のスタートを切ったものの、現実には思いのほか厳しい。自由な価格づけを許し、生産手段の私有化を認めるだけでは、市場型経済は成り立たないからだ。

たしかに、市場経済とは、経済活動を自由な市場取引に任せておくと、土地や労働、さらには資本といった希少な生産資源が効率的に利用されていく、そんな便利な仕組みではある。もし国民が野菜の消費を増やしたいと思えば、市場では野菜の需要が増え、それが野菜の価格を押し上げる。ところが、野菜の価格が上がれば、コメや麦の生

産が減少し、代りに野菜の生産が増えていく。土地や労働をコメの生産から野菜の生産に振り替える方が農家の利益が上がるからである。このように、誰が命令するわけでもないのに、国民が野菜の消費を増やしたいと思えば、自ずと労働や土地が野菜の生産に回され、野菜の供給が増えていく、これが市場経済の原点である。

だが、このようなメカニズムも簡単には機能しない。第一、いくら野菜の価格が上がれば、増産すれば利益が上がるといっても、それをどこへ売ればよいか分かなければ、農家は増産に踏み切ることができない。また、野菜の生産に必要な肥料や農機具を入手する経路が分からず、そのため資金調達もままならない状態では、国民の望む野菜の供給が増えることはない。

困ったことに、ソ連邦は、これまで、この種のネットワークを必要としない制度になっていた。ゴスプラン（中央計画当局）が、「誰が、何を、どれだけ作り、それを誰に、いつ手渡すか」を細かに計画し、それを指令するのが社会主義経済である。つまり、消費財や生産資材、さらには金融に至るまで、中央政府がすべての計画と流通を独占する仕組みになっていた。そのため、現在でも、生産者と消費者を結ぶネットワークが生まれず、生産各段階を有機的に結束させる卸売機能も欠如しているのである。昨年八月末、クーデター直後のモスクワでお会いしたエコノミスト

は、この間の事情を「ソ連経済には縦の関係はあるが、これからは横の関係をどう作るかが問題だ」と要約してくれた。

鍵にぎるヤミ屋の成功

ロシアではいま、ヤミ行為やマフィアの横行が問題視されている。だが、わたしは、この種のいかかわしい行為にロシア経済再建の息吹きを感じる。ヤミやマフィアが「横の関係」を作りつつあるからである。

商品を安い場所から高い場所に運ぶという闇屋の活躍は、実は、品物が余っている地域から品不足の激しい地域へ商品を動かすという、りっぱな流通行為でもある。価格が安い、つまり品物が余っている地域で商品を仕入れ、それを価格の高い品不足の地域に運ぶというわけである。闇屋やマフィアが胡散臭いことは否定できないが、そのかわりに、規模は小さいとはいえ、商品を消費者の手元に届け、資材を企業から企業へ流通させているのである。さらに言えば、ヤミ行為で生まれた利益が蓄積され、それが広く借り手を探し始めるとき、金融市場形成の芽が生まれるのも世界の歴史が教えるところである。

昨年九月初め、リトアニアからモスクワに向かう夜行列車で、持ち切れぬほどの荷物を抱えた闇屋と乗りあわせた。

仄聞すれば、ベトナム人が多いという。自由市場ではアゼルバイジャンやアルメニア系のマフィアの暗躍に市民は眉をひそめる。しかしながら、この種の裏経済がいかかわしげな衣を脱ぎ、ロシアの表舞台で活躍するようになるとき、この国は市場型経済の効率性を手中に収めることができるのである。

旧ソ連経済の現状をこのように整理してみれば、いま、日本を含む先進資本主義国がどのような形の対ソ援助を行うべきか、一目瞭然であろう。現在、各国はG7を中心にして資金援助の枠組みを調整している。また、アメリカでは、ソ連製品に対して各国が国内市場を開放すべきだという意見もある。だが、この種の援助に多くを期待できないことは明らかである。CIS（独立国家共同体）経済の命運は、ヤミやマフィアが表舞台の主役に変身できるか否かにかかっている。流通や金融、法体系といった市場経済のインフラの整備こそが最優先課題だということである。したがって、日米欧も、無目的に資金を供与するのではなく、CIS国内のインフラ整備を進めるという観点から、市場形成に必要な技術とノウハウの移転を中心にした援助計画を組み立てるべきなのである。

市場化の邪魔をするロシアのインフレ

いま、ルーブルはフリーフォールの状態にある。国内では紙切れ同然の値打ちになり、ハードカレンシーとの為替レートも下がり続けている。

混乱期の常として、旧ソ連のインフレ率が正確にいくらのか、知るよしもない。しかし、昨年のインフレ率が数百パーセントのオーダーであったことは間違いない。かりに六〇〇パーセントだとすれば、一年で物価が七倍に上がり、ルーブルが七分の一に目減りしたことになる。

これだけルーブルの価値が急落しては、ルーブルが貨幣本来の役割を果たせるはずがない。ババ抜きのパバのように、誰もができるだけ早くルーブルを手放し、モノに交換しようとする。その結果、商品の市場価格はさらに上昇し、市場から商品は消えていく。ルーブルを手放そうとして、売り物さえあれば、国民が当座は必要ないものまで買いつつてしまうからである。

このような超インフレが続くかぎり、正常な市場取引は成り立たない。第一に、いくら価格が上がっても、生産者は市場への商品供給を差し控える。待てば価格はさらに上がると予想するからである。このようにして、市場で価格が上がれば供給が増えるという市場型経済のメリットは

実現せず、生産と取引の自由化がかえってモノ不足に拍車をかけてしまうのである。

第二に、超インフレ下での経済自由化は、品不足の激しい商品の生産を減らし、逆に余裕のある財の生産を増やすという、好ましくない結果をもたらす。その理由はこうである。モノ不足のロシアでは、比較的供給に余裕のある商品だけが市場に現れる。ところがインフレから身を守りたい国民は、先に述べたように、モノさえ見ればそれを買うだろうとする。その結果、市場に現れる財の価格は上昇する。しかし、本当に不足している商品は市場には現れず、したがって市場価格も上昇しない。新しい体制下の生産者は、このような価格変化に対して敏感に反応する。自己利益を第一義とする限り、価格の低い財の生産を抑え、生産資源を高価格商品の生産に振り向けようとするからである。かくして、生産に余裕のある財の生産が増え、逆に品不足の激しい財の生産は縮小するという不都合が起るのである。

ソ連式バルテル（企業通しの物々交換）は、このような不備を補う役割を果たしている。労働者はルーブルで賃金を受け取っても、物不足の激しい状態では、それを市場で自由にモノに換えることはできない。そこで、企業は生産物を市場へ供給する前に、他の企業と互いの生産物を物々交換し、それを従業員に払い下げてしまうのである。市場

取引が難しいにもかかわらず、実際には国民が極端なモノ不足に陥っていないのは、このような企業間バルテルが機能しているからである。

しかしながら、このような工夫が、一方で、企業組織に属さない年金生産者の経済厚生に致命的な打撃を与え、同時に正常な市場取引の成立を妨げている。財が市場取引の場へ供給される前に、企業間バルテルがその大半を吸収してしまうからである。

さらに、超インフレが共和国間貿易を妨げていることも無視できない。ソ連邦政府は、計画・管理経済の効率を高めるために、スターリン以来、意識的に産業の地域集中政策を進めてきた。その結果、各共和国とも、域内の相互貿易が重要な役割りを占める経済構造になっている。実際、カザフスタンとタジキスタンを除けば、他の共和国への輸出依存度は、どの共和国でも五〇〜七〇パーセントという高さである。

ところが、ルーブルの減価が激しい現在、その共和国間貿易すらもバルテル以外では成り立たない状況に陥っている。輸出側がルーブルの受け取りを避けようとするからである。

そのため、第一に共和国の資材貿易が停滞し、それが生産水準を落とす原因になっている。ソ連邦七〇年の歴史の中で経済のモノカルチャー化が定着したため、他の共和国

からの資材供給が滞れば、生産活動に支障が生じるからである。第二に、貿易のバルテル化は共和国間取引の市場化を遅延させる。決して活発とはいえない共和国間貿易の大半が物々交換で吸収されるために、ここでも自由な市場取引が成立しないのである。

以上でみたように、国内取引においても、共和国間貿易の面でも、ルーブルが超インフレ状態にあるために、取引と生産の自由化がかえって経済の停滞と混乱をもたらしている。したがって、超インフレの封じ込めは、市場インフラの整備と並んでCIS経済再建の鍵を握っているのである。

インフレ封じは通貨改革で

ところが、超インフレの抑制は難しい。インフレの原因が、巨大な財政赤字にあることは衆目の一致するところであるが、その財政赤字を縮小する妙薬が簡単には見つからないのである。

昨年一〇月の公式発表では、年間連邦財政赤字が一二〇億ルーブル(当時の公式レートで二〇五億ドル)、共和国レベルでの赤字を加えると二四〇〇億ルーブルだという。アメリカの財政赤字が二五〇〇億ドル強であるから、それをはるかに超える額である。インフレ進行にあわせて

の政府公務員・軍人給与の引き上げと、経済停滞による税収入の減少が、その原因である。しかも、国家の枠組みが揺れ動いている今、税の徴収も思うようには進んでいない。一般に、財政赤字ができれば、①歳出を抑え、増税を実施するか、②公債を発行して、国民や外国から資金を借り入れるか、それとも③通貨を増発し、それを赤字のファイナンスにあてるか、この三種類の対応が考えられる。

ところが、現在のC I S経済には、ルーブルの増発という第三の選択肢しか残されていない。第一に、長期的には、歳出を抑え、十分な税収が確保できるような税制度を確立することが大切ではあるが、政治混乱期のいま、政府にはそのような予算編成と大幅増税を断行する余裕がない。第二に、信用度が極端に落ち込んでいる政府にカネを貸そうという国民はいない。また、一三〇カ国のうちの第一一位というカントリリスクのC I Sに資金供給をする外国金融機関も見当たらない。だからこそ、輪転機のフル操業とルーブルの増発に頼らざるをえないのである。

このようにして、財政赤字を原因とした通貨膨張が延々と続き、それが品不足の財を追いかけるために、物価も限りなく上昇していく。これがC I S経済における超インフレの構図である。しかも、上述したように、その超インフレが経済市場化の足かせとなり、同時に財政赤字拡大の原因にもなるという悪循環が、経済再建をさらに難しくして

いるのである。

だが、超インフレを封じ込め、この種の悪循環から離脱することは不可能ではない。わたしは、第一に財政再建、第二に厳格な固定レート制を基本とする新しい通貨制度の確立が、そのための必要条件だと考えている。

もつとも、先に述べたように、歳出抑制型予算と増税を含む税制の改革が短期間に前進するとは思えない。したがって、通貨膨張を封じ込めるためには、できるだけ早く、国内通貨を外国通貨にリンクさせるべきであろう。固定レート制とは、文字どおり通貨の価値を他の通貨の価値に固定する制度である。だから、たとえば新ルーブルを一定のレートでドルに固定し、新ルーブルとドルの間の自由な交換を保証しさえすれば、C I S経済圏のインフレもアメリカのインフレ率に連動するのである。

幸い、ソ連はかつて、ポンドに固定したルーブルを採用し、インフレ抑制に成功した経験をもつ。一九一八〜二〇年の内戦の後、ロシア国内では複数の通貨が乱立したが、その中で北部ロシアに上陸した英軍が、固定レートでポンドとリンクした新通貨を導入した。その結果は火を見るより明らかであった。誰もが、他の通貨の利用を避け、ポンドと同等の通貨価値が保証された新通貨ばかりを利用するようになったのである。価値が目減りしない良貨が悪貨を駆逐したというわけである。

もちろん、新しい通貨への切り換えが一時的に大混乱を招くことは避けられない。だが、その混乱を乗り越える勇氣なしには、旧ソ連経済の再建は望めない。その意味で、日米欧も、通貨価値の安定を助けるといふ観点から経済援助を考へる必要があるのである。

新島襄関係文献 (抄)

『新島襄全集』全十卷 (刊行中)	同朋舎出版
A. S. HARDY, <i>LIFE AND LETTERS OF JOSEPH H. NESIMA</i>	同志社大学出版部
『同志社設立の始末・同志社大学設立の旨意—口語改記並原文—』	同志社
森中章光編『新島先生書簡集』正・続	同志社
同志社編『新島襄書簡集』—岩波文庫	岩波書店
J・D デイヴィス著・北垣宗治訳『新島襄の生涯』	小学館
『新島先生記念集』	同志社校友会
『明治文学全集第四十六巻—新島・植村・清沢・網島集—』	筑摩書房
J. D. DAVIS <i>JOSEPH HARDY NESIMA</i>	同志社
森中章光編著『新島襄片鱗集』	丁字屋書店
森中章光編著『新島襄先生詳年譜』	同志社・同志社校友会
永澤嘉巳男編『新島八重子回想録』	同志社大学出版部

(大学経済学部教授)
 (本稿の詳しい分析は、森口親司・大津定美・篠原総一「ソ連経済の現在—なぜ市場化が進まないのか—」『経済セミナー』一九九二年一月号、篠原総一「ソ連問題の経済分析(仮題)」『日本経済新聞(やさしい経済学)』一九九二年三月掲載予定、などを参照されたい。)

徳富蘇峰著『新島襄先生』	同志社大学出版部
魚木忠一著『新島襄—人と思想』	同志社大学出版部
岡本清一著『新島襄』	同志社大学出版部
和田洋一著『新島襄』	日本基督教団出版局
渡辺実著『新島襄』	吉川弘文館
森中章光著『新島襄先生』	同志社新島研究会
加藤延雄・久永省一共著『新島襄と同志社教会』	同朋舎出版事業部
吉田曠二著『新島襄—自由への戦略』	新教出版社
井上勝也著『新島襄—人と思想』	晃洋書房
北垣宗治編『新島襄の世界』	晃洋書房
同志社社史資料編集所編『同志社百年史—通史編I・II』	同志社
『同志社百年史—資料編I・II』	同志社
同志社社史資料室編『創設期の同志社』	同志社社史資料室
同志社社史資料室編『追悼集I・II・III・IV』	同志社社史資料室
雑誌『新島研究』	同志社新島研究会
雑誌『同志社談義』	同志社社史資料室

会社犯罪と会社処罰

一 会社の犯罪・不祥事

今日、法人等の団体の社会・経済活動は、個人の活動をはるかに越え、国民の生活に大きな影響を及ぼしています。ことは、ご存知のことと思います。そして、法人等の業務活動に伴いまして、さまざまな犯罪や有害な事態が生じていることもご案内のとおりです。なかんずく、株式会社がその企業活動に関連して惹き起こしています害悪は、公害を初めとして国民生活に重大な影響を与えておりまして、その防止が大きな社会の関心事となってきました。最近では、特に独占禁止法における価格・供給量制限・輸入制限カルテルが日米構造協議の大きな問題となっており、国際的な課題にまで発展しつつあるのです。加えて、今度は、

大谷 實

証券不祥事です。まことに、会社犯罪は花盛りといったところでは。こうした経済取引における犯罪ないし不祥事を放置しておきますと、健全な経済活動が阻害されてしまい、経済の発展ばかりでなく国民一般の生活に深刻な影響を与えることは、言うまでもないところです。

そこで今回は、法人等の団体、特に会社の犯罪を取り上げまして、会社にかなる制裁を課せば会社の犯罪を防止し、健全な経済活動を確保することができるかといった問題を考えてみたいと思います。会社犯罪と会社処罰と題したゆえんです。

二 緊急の課題

会社犯罪について、これまで最も大きな問題となりましたのは、産業廃棄物等による公害でありましたが、昭和四〇年代に様々な法規制を行うことによりまして、公害の拡大は何とか食い止めることができたのですが、豊田商事事件や建築会社の贈賄事件のような、いわば会社ぐるみの犯罪が多発しているところから、政府は、ここ十数年にわたり法務省を中心として検討を重ね、何とか刑法を使って会社犯罪を防止しようと考えてきたのです。

ところが、日本では伝統的に「法人に犯罪能力なし」という考え方があり、会社を独自に処罰することはできないと考えられてきたのです。ですから、会社のためを思つて、業務の一環として賄賂を贈つたとしても、処罰されるのはその仕事を担当させられた従業者すなわち会社員だけであつて、会社自体は何の痛痒も感じなくてすんでいるのです。一方、その会社員は処罰されるだけでなく、下手をすると就業規則違反を理由に解雇されることもあるのでありまして、「トカゲの尻尾切り」の犠牲になることもありうるのです。

しかし、イギリスやアメリカでは、古くから「法人に犯罪能力あり」という考え方を採り、会社も法人として人間

と同様の社会活動をしているのであるから、その経済活動に責任を負うのと同様に、犯罪や不祥事に対しても会社自体の責任を明らかにして、それに刑罰を科す必要があるとしてきたのです。そして、実際に犯罪を行った会社員ばかりでなく、その犯罪が業務の一環として行われたと認められるときは、殺人についてさえ会社自体の犯罪として会社を処罰してきたのです。

政府も、このような英米流の考え方を日本でも採る必要があると考えたのです。そこで、これまでの伝統を覆し、法人に犯罪能力を認めるための刑法改正ないし新たな立法を検討してきたのでありますが、なかなかうまくいかず、今日に至つてしまつた次第です。そのような背景のもとで生じたのが、先の独禁法改正の問題と証券不祥事でありま

す。独禁法改正は、先にも触れましたが、日米経済摩擦を契機として設けられました日米構造協議において、アメリカ側から、アメリカ企業が日本市場へ参入できない一つの理由は、日本がカルテルの規制を本気でやらないからであると主張したことに端を発しています。アメリカ側は、独占禁止法を改正して、カルテルなどによつて会社が得た利益を国が徴収するいわゆる課徴金の額を大幅に引き上げると、それから会社の処罰を適正に行い、カルテルの防止を図るよう求めてきたのです。そして、我が国においてもか

ねてから独禁法違反の取り締まりがうまくいっていないという認識がありましたので、この際抜本的な見直しを図ろうということ、課徴金の引き上げは昨年の通常国会において実現したのです。しかし、会社処罰の方は日本の伝統的な考え方がネックとなりまして、実現していません。そのため、我が国の公正取引委員会は、会社自体を適正に処罰する道はないものかと検討を進めてきたのです。

そうしたさなか、今度は損失補填問題が浮かび上がって参りました。現行の証券取引法におきましては損失補填自体を処罰しているわけではありませんが、証券会社が、大変大きな金額を、広範に、しかも会社ぐるみで、特定の顧客に対し損失の補填を行うことは、取り引きの公正を害するものとして抑止しなければならないということです。そこで大蔵省は、やはりその抑止のためには会社処罰が絶対に必要であると考えようになったのですが、ここでも伝統的な「法人に犯罪能力なし」の考え方がネックとなるのです。

三 法務省の対応

法務省は、先に述べましたように、現在の刑法は正面から法人の処罰を認めるものではないという認識を持っていますから、法人処罰化の必要性にいかに対応するかに苦慮

してきたわけですが、法人処罰化の社会的要請が強くなることを予想しまして、着々と準備を進めてきたようです。私も平成二年度に「法人処罰のあり方について」という法務省の調査委託を受け、法学部の瀬川晃教授など我が一門の研究者六名をメンバーとする法人処罰研究会を組織致しまして、英、米、独、仏及びヨーロッパ共同体の法制を調査致して、昨年に報告書を提出した次第です。

しかし、法務省は、具体的な対応に迫られました。公正取引委員会と大蔵省が法人独自の処罰化を打ち出したからです。法人独自の処罰化は刑法の問題でありますから、直轄の法務省の態度決定を待つて法改正をする必要があるわけで、法務省としても放置しておくことはできません。そこで、法制審議会刑事法部会がこの問題を扱うことになり、部会の中に設置されております小委員会（私もメンバーの一人）で何度か論議し、その結果は新聞等で報道されましたように、平成三年十二月二日に刑事法部会で承認されるに至ったのであります。会社処罰について我が国は新たな一歩を踏み出したのです。これを基にしまして、公正取引委員会は、カルテル等の同法違反の罪につき法人を独自に処罰するための法改正案を作成するはずですし、また、大蔵省も証券取引法の改正案を作るはずです。

四 会社処罰に関する規定

ところで、日本の刑法は、「法人に犯罪能力なし」という考え方に立脚していると言いましたが、刑法にそのような考え方を明示している規定があるわけではありません。したがって、今の刑法のままでも、たとえば詐欺罪について法人を独自に処罰することはできるとする見解がないわけではないのです。しかし、日本の刑法では、少なくとも殺人、窃盗、詐欺、賄賂などの刑法上の犯罪について会社を処罰することは予定してはいないといわざるをえないと思います。日本では、法人に刑罰を科す場合には、転嫁罰規定、両罰規定、三罰規定といったものを特別に設けていますが、これは、刑法は法人を処罰しない建前を採っているのですから、会社を処罰する必要があるときは、その旨の規定を特に設ける必要があるという前提にたっていると考えるほかにはないからであります。

さて、ただいまも触れましたが、日本は、一方で「法人に犯罪能力なし」という原則を採りながら、他方では両罰規定などを設けて法人自体に罰金を科しているのです。これは、一見矛盾しているように見えますので、両者の関係をどう捕らえるかについて、学者的ばかりでなく裁判所も大いに苦慮してきたのでありますが、私は、刑法上の犯罪に

ついては法人を処罰すべきでないが、税法違反や経済取引上の犯罪などを定めております行政取締法ないし特別刑法において処罰の必要があるときは、特に規定を設けて処罰して良いとする趣旨であるとみて、両者の間に矛盾はないと考えています。

このように、実は日本でも会社自体を処罰する法律は古くから存在してきたのですし、現在その数は非常に多く、実に五〇〇に及ぶ法人処罰規定があるといわれています。現に、当面問題になっている独占禁止法及び証券取引法にも法人処罰規定は置かれておりあります。なお、法人を処罰する場合の形式としては、従業員の違反行為につき業務主である法人だけを処罰する転嫁罰主義、従業者の違反行為につきその従業者本人を処罰するのと併せて法人をも処罰する両罰主義、それから、当該従業員と法人を処罰するほかに、これと併せて会社社長など法人の代表者をも処罰する三罰主義とがあるのですが、法人処罰規定の大半は両罰主義に基づくものであります。

五 両罰規定の問題点

両罰規定で会社にも刑罰を科すことができるようになりますが、現在の法律でも会社を処罰することができますので、それを厳格に適用して会社犯罪を防止すれば良いので

はないかという意見もありえます。しかし、問題は両罰規定そのものにあるのです。

先にも触れましたが、両罰規定は、従業者の違反行為につき、従業者と併せて法人をも処罰するものでありますが、この両罰規定におきましては、第一に、法人を処罰するための要件として、従業者が実際に違反行為つまり犯罪を行っていることが必要であるとともに、第二に、法人の処罰は従業者に科される罰金刑の範囲でなされることになっているのであります。たとえば、独占禁止法をみますと、不当な取引制限（同法三条）違反の罪に対する刑罰は、三年以下の懲役または五〇〇万円以下の罰金となつていますが、たとえば会社の営業部長がこの罪で懲役一年に処せられるとしますと、会社は五〇〇万円以下の罰金で処罰されることになるわけです。要するに、現行の両罰規定においては、従業員の処罰と法人の処罰がリンクないし連動されているのです。

そのためにどういう結果が生ずるかといえば、これは言うまでもなく法人に対する罰金の額が余りにも低過ぎるということですから。わずかに五〇〇万円ぐらいの罰金では、巨大な資力を有する会社の違法な業務活動を、会社の責任において防止させようとしても、そもそも無理な話ではないでしょうか。会社として、従業者に違反行為をさせないよう責任をもたせるためには、会社自体の責任を明確にし、

会社の資力にふさわしい罰金を科すことができるようにすべきではないかということです。言い換えれば、従業員の違反行為を放置しておく、結局会社として損になるから、違反行為や不祥事が生じないように努力しようという気持ちを役員におこさせる程度の刑罰を科すことができるようにすべきではないか。これが当面の問題なのです。

六 解決策

では、どうして両罰主義は、従業員の処罰と法人処罰の連動を要求したのでしょうか。いろいろな説明が可能かと思いますが、はっきりしていませんのは、もともと法人は犯罪を自ら行うことはできないのであるから、法人を処罰するのは罪を犯したからではなく、従業者が犯罪をしないように監督する責任を怠つた点に求めるほかはない。このような監督責任を問うものだとすると、現に罪を犯した本人より重く処罰することはできないのではないか。このように立法者は考えたのだと思います。ここにも「法人に犯罪能力なし」という考え方が色濃く反映しているのです。

たしかに会社の意思及び企業活動は、役員等の個人的意思及び行為を媒介とするものでありますから、会社独自の意思・行為というもの、存在しないように見えるかもしれません。しかし、会社は、株主総会や取締役会といった

意思決定機関の決定に基づいて業務を行っていることも事実でありますし、何よりも会社の意思として、いわば会社ぐるみで犯罪行為を行うこともできれば、従業者の違反行為を防止することも可能であるというところは疑いない事実であります。そうとすれば、監督責任ではなく、従業者が業務活動の一環として、いわば会社と一体となって犯罪行為を行ったと見られるときは、それ自体会社の行為すなわち会社の犯罪として捕らえ、会社を独自に非難し、その責任を追求しても不当ではないはずでです。

先の法制審議会の答申は、このような両罰主義を前提としたうえで法人独自の刑事責任を認め、従業者の犯罪とのリンクを断ち切って、会社の資力にふさわしい抑止力のある刑罰を科すことができるようになるためのものであります。しかし、本当は、法人の刑事責任を正面から認めて、あらゆる犯罪について法人独自の刑事責任を問えるような刑法改正を目指すべきであったというのが私の意見でありましたが、そのための一里塚として、私もこの案に賛成した次第です。

(大学法学部教授)

キャンパスの年輪

—同志社今出川校地—



(増補改訂)

B5判 二二二頁

頒価一、五〇〇円

社史資料室長

河野仁昭著

百十余年の歴史を経た今出川キャンパスには国の重要文化財に指定された彰栄館・チャペルなどの五棟を始め多くの建物あるいは既に姿を消した建物があります。

これらの由緒ある建物に限らず石段・記念碑・樹木を中心に、普段余り意識されていない様なものも含めて、それぞれに纏わる話題を軽妙なタッチで書かれた文章に、新旧の写真・地図などを掲載した話題の豊富な美しい書物です。

また巻末には新島襄の足跡・田辺新キャンパス誕生の経緯なども収録し、校友・同窓は青春時代を、在学生は多くの先輩が残された業績をしのぶ格好の書としてご購入ください。

●購入ご希望の方は、左記へ直接電話または文書でお申込みください。

●代金および送料は現品送付の際、振込用紙を同封しますから後日ご送金ください。

同志社収益事業課

京都市上京区今出川通烏丸東入

電話(〇七五)―二五一―三〇三七・八

家庭中心化の志向性

I

近年家族が急激に変化している、そのことにはほとんどの人々に意見の一致が見られるようである。そして家族社会学者の関心は、一体どの方向に家族が変化しているのかに向けられている。

例えば家族社会学セミナーでは一九八九年より三年にわたって、「いま家族に何が起こっているか」について討論がなされてきた。出てきた方向性は三つある。すなわち個人化、多様化、そして私秘化である。

家族の個人化とは、近年にいたって、家族集団よりも個々の家族構成員に、すなわち個人に重きが置かれるようになったという説である。親子・夫婦の関係は、個々人に

とって半永久的なものではなくなり、個人にとつて選択されるライフスタイルのひとつとなったと論じられる。

家族の多様化とは、いわゆるノーマルな家族形態（永続的、法律婚、夫婦間の性的排他性、こどもがいる等）に対して、離婚と再婚の頻出、事実婚（同棲）、婚外性関係の増加、自発的にこどもをつくらない家族、ライフスタイルとしてのシングルの生出などの家族の新しい形態への移行を示す。

私秘化とはコミュニティー、労働、その他の非家庭的な諸活動領域が以前ほど人々にとって重要ではなくなり、家庭生活と家族関係の重要性が人々の生活において突出してきたこと、以前よりも個人的な満足がそれらから期待されるようになってきたことを言う。

天木志保美

ここで検討したいのは私秘化である。

前二者が比較的肯定的に捉えられているのに対して、私秘化は否定的に捉えられている。私秘化とは公共性の喪失とイメージされるからだ。

マイホーム主義という言葉がある。一九六〇年代半ばにはやった。私は高校時代、友人が倫理社会の授業で「マイホーム主義はなぜいけないのか」というテーマで発表したのをはつきりと覚えていた。当時マイホーム主義とは否定的な言葉、時には侮蔑さえ込められた言葉であった。私の友人はそれに反論を試みたのである。

しかし家庭生活、そして家族関係が人々にとって重要性を増すということは否定的にのみ捉えられることだろうか。特に日本の現状を考えると私にはそう思えない。そこでまず、言葉自身にすでに批判的な意味合いが込められている私秘化、あるいはマイホーム主義という言葉をやめて家庭中心化の志向性という概念に置き換えたいと思う。家庭中心化の志向性とは、イギリスの家族社会学者であるアランが生出した概念である。アランはイギリスにおける近年の家族の急激な変化を何よりも家庭中心化の志向性の増大と捉えている。

人々はもはや快適で暖かい環境を求めて、家の外に、すなわちパブやその他の公的な施設に行く必要はない。彼らにとって家庭はそこで食べたり寝たりといった個人の維

持、生存に必要な諸活動が遂行される場所であるばかりでなく、余暇と楽しみのセンターとなった。家庭は多くのの人々にとって、くつろぎ、多様な娯楽に参加する場所、何よりもそれ自身のために時間を費やすことが妥当な場所になったのである。

ここで注意しなければならないのは、「志向性」の語に現れているように、これは家庭と家族関係についての人々の「認識」の変化だということだ。人々が家族をこのようなものだと思いはじめたのである。現実が必ずしもこうならないことは言うまでもない。

以下このアランの家庭中心化の志向性の概念を指標に、日本の現状を見てゆくことにしよう。

II

家庭中心化の志向性の現れをアランはいくつかの側面から追求している。重要視されるのは、物質的な変化と関係性の変化、すなわち夫婦関係の変化と親子関係の変化、大きく分けて、三つである。

家族についての「認識」の変化を論ずるにあたって、物質的条件をまずおさえるのはなるほどと思わせる。

物質的な変化とは、住宅地の場所が産業やビジネスの場所から離れること、住宅水準の改善、耐久消費財の量と質

の興隆、家庭娯楽技術—テレビ、ステレオ etc. —の発達等である。この結果家庭は多くの人々にとってリラックasできる場所となった。

耐久消費財の量と質、家庭娯楽技術の発達については問題ないとしても、日本の住宅事情の悪さは周知の通りである。住宅とは単なる入れ物ではない。家族関係を大きく規定する。

例えば大阪千里ニュータウンで、従来の2DKの五階建団地に一部屋増築運動が起こった。運動の成果が実り、一部屋増築されたのだが、その後の調査が面白い。増築してからの生活の変化を聞いたところ、「こどもを叱らなくなつた」七〇%、「夫婦関係が良くなつた」三〇%という結果が出たのである。おばあちゃんの部屋がひとつ増えるだけで解決する嫁と姑の関係などかなりあるのではなからうか。家族がくつろぎの場となるにはそれなりの物質的条件が必要である。

III

関係性の変化は夫婦関係と親子関係とに分けて捉えられている。

夫婦関係における変化とは、結婚における愛情とコンパニオンシップに置かれる強調性の増大である。今日の社会

では愛情が結婚を正当化する唯一の基盤である。相互の人格的な魅力、関心の一致、一緒にいたり何かをしたりすることから引き出される満足が夫婦関係に期待される。

日本においても戦後、恋愛結婚が主軸となり、愛情が結婚を唯一正当化するとのイデオロギーが支配的となった。

しかし最近晩婚化と未婚化の傾向が顕著である。その原因は通常女性の意識の変化に求められる。すなわち女性に開かれた人生が多様化し、女性にとって結婚はしなればならないものではなくなり、さまざまな人生選択のうちのひとつとなったというのである。

しかし他方で、ハッピーエンドの結婚にいたりつくレデイス・コミックの流行など、女性の結婚願望は根強いとの意見もある。これはどうしたことであろうか。

ここにも面白い調査がある。現代日本の家族における夫婦関係を「生活の共同」と「相互の共感」という二つの側面で見たいものである。わかりやすくするために、妻の側に焦点をあてて私の言葉を使わせてもらい、「生活の共同」とは妻の *servicer* としての側面、「相互の共感」とは *partner* としての側面と言い換えることにしよう。現代の結婚を特徴づけるのは、妻の *partner* としての側面である。

しかしこの調査では、日本の場合「生活の共同」は維持されていて、「相互の共感」は不安定と出たのである。すなわち日本において妻は愛情とコンパニオンシップの対象

である partner とは言えない。

女性たちは愛情の対象としての妻、すなわち partner になりたいと思っている。しかし日本において、partner としての妻の存在はまだまだ十分に確立していない。理想と現実のギャップが女性たちをとまどわせているのではないか。

IV

最後に親子関係であるが、親子関係の変化は二つの指標を手がかりにおさえられる。

ひとつは子どもを育てることの意味における変化である。すなわち子どもを育てることというものが、単に子どもを社会化すること、すなわち有能で完全な大人をつくるためというのでなく、子どもと彼らの次第に発達する知覚を分け持つこと、要するに子育てでそれ自体を楽しむようになってきたというのである。

第二の変化はより根源的で、それが父親の子どもへのかわりであるのアランは言う。父親たちは今や、子どもの社会的発達にかかわることを期待しているばかりか、重要なことには、そのようなかわりがそれ自体報酬と満足を生ずると考えるようになった。このことは子どもの世話の責任が母親と平等に分け持たれていることを意味しない。母親たちは子どもたちに対して主要な責任をもち続けている。

。日常的な基礎的な世話は母親たちによって担われている。しかし父親たちは短期間で子どもたちを楽しませるような、興味ある、建設的な、報われるかわりを持つようになった。子どもの成長や社会化が、単に折檻が必要な時を除けば、女性に任せておくのが最善な事からいうのでなく、父親たちにとって次第に主要な関心事となってきたのである。

まず子育てでそれ自体を楽しむという指標から見てみよう。

母親と子どもの関係を調べ国際比較した調査がある。「子どもを育てるのは楽しい」と答えた母親は、フランス七六・六%、イギリス七〇・七%、アメリカ四八・六%、日本二〇・六%、韓国一九・三%、タイ五・〇%であった。日本では五人に一人の母親しか子育てを楽しんでいないことになる。

このデータは、日本においては性別役割分業が強く、育児の責任がすべて女性に任せられているためと読まれている。このデータをとりあげた新聞欄の見出しは「会社人間よ、家庭に帰ろう」というものであった。

日本では男があまりにも育児に参加しない。そのことは言うて言い過ぎることはない。しかし私はそれに加えて、子育てでそれ自体を楽しむという文化が日本においてはまだまだ未成熟であることが、この調査結果に反映しているの

はないかと思っている。

父親と子どもの関係はどうだろうか。

前述したように日本の父親は子育てにあまりにも参加していない。長時間労働、休日のなさ、仕事に追われてゆとりのない日々、条件が悪いのは承知している。にもかかわらずもう少しなんとかできるのではないかと私は言いたい。

父親が「帰宅が遅い」家庭と、父親が「仕事偏重」の家庭とに分けて、家族との関係を見た調査がある。それによると夫婦関係についても、子どもとの関係についても、「帰宅が遅い」場合はほとんど家族関係に影響を及ぼさなかったのに対して、「仕事偏重」の父親の場合、妻の満足度は低くて、ストレス度が高く、夫婦間のコミュニケーションは少なく、子どもからは頼りにされていないと同時に子どもの考え方についても理解していないという結果が出た。父親が家族をどう認識しているか、言い換えれば家族を重視しているか否かが決定的なのである。

最後に一言つけ加えておこう。「家庭中心性の志向性」という概念は、ジエンダーの観点からするならば極めて注意を要する概念だということである。家庭を重視する傾向は、従来余りにも仕事中心であった男性にとっては新たな別の次元をつけ加えることになるが、女性にとってはどうだろうか。さらに家庭の中に閉じ込める結果とならぬとも

限らないからである。

これまでいくつか指標を上げてみてきたが、たしかにジエンダーの視点からすれば慎重に展開する必要があるものの、さしあたって日本においては、家庭中心化の志向性が進んだ方が良い、つまり人々が家庭をもっともっと重要視するようになった方が良いのではないかというのが、今の私の意見である。

(大学文学部助教)

